

令和 8 年度
大田市シェアオフィス等開設支援補助金
募集要項

令和 8 年 8 月 1 3 日
大田市産業振興部産業企画課

はじめに

本市では、IT関連企業の誘致に注力しており、首都圏から複数社の誘致に成功しました。その後、一部企業においては事業撤退があったものの、現在4社のIT系誘致企業が市内において事業を営んでいます。2018年頃に進出した企業は進出から5年以上が経過し、地元の認知も進み雇用を伸ばしつつあります。

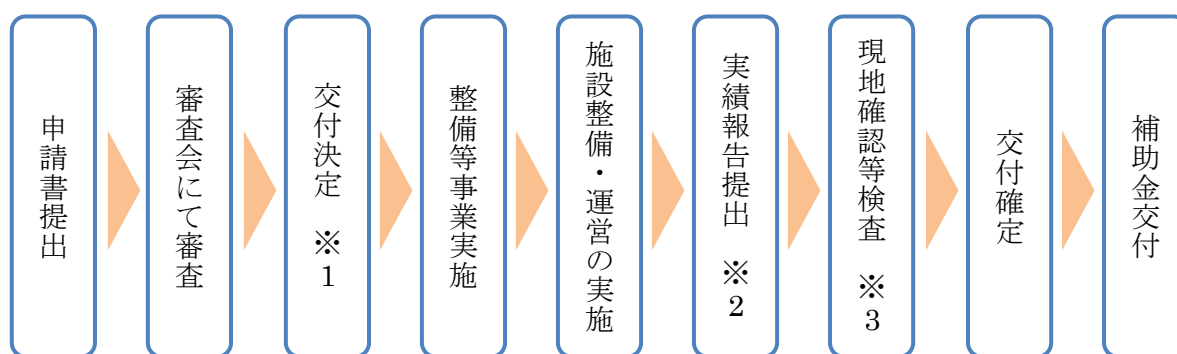
一方で、IT企業間同士の連携や地域企業とIT企業の連携による事業活動は事例が多いとは言えず、企業間連携によるイノベーションが今後の課題となっています。市内にはオフィスビルが少なく、これまで各誘致企業は空き物件や空き店舗を活用して進出したこともあり、市内各所に分散する状況となっていることも、企業間連携が進まなかった理由のひとつと認識しています。

これらの業種の従業員数は、本市においてはまだまだ少数であり、若者をはじめとする求職者の多様な働き場の創出という面ではその数が十分ではないことから、引き続き新たな誘致を進める必要があります。

また、コロナ禍以降、テレワークなどの新たな働き方の普及により、豊かな自然や暮らしを求めて、都会地からIT系の事業を営む1人～数人規模の企業の移転も相次いでいます。こうした小規模事業者は、同業の企業との連携によりクリエイター集団を形成することで、新たな需要の受け皿となりえ、企業間連携を進めることで事業の拡大を加速化することが期待されます。

こうしたIT関連誘致企業や同小規模事業者、さらにはスタートアップ企業の進出と集積を促進するとともに、本市の強みを活かした新たな基幹産業の育成を目指して、市外企業のサテライトオフィスの役割を担うシェアオフィス等の施設を整備し、市の企業誘致施策及びその関連事業に協力する事業者を支援します。

1. 事業スケジュール



- ※1 交付決定前に支出した経費は補助対象外です。交付決定は令和8年10月下旬ごろになる予定です。審査会の結果に基づき、1件の採択企業を決定いたします。
- ※2 令和9年3月31日（水）までに施設を整備し、実績報告書を提出してください。ただし、建築資材の入手困難等により、期日までに事業を完了することが困難であることの正当な理由が認められる場合は、事前に市の承認を受けただうえで、完了期限を延長することができます。
- ※3 実績報告書類の確認と共に、整備施設の現地確認を行います。

2. 対象事業

（1）拠点整備事業

大田市駅前においてシェアオフィス等を整備及び開設する事業であり、以下の条件を満たす事業

※シェアオフィス等とは・・・

シェアオフィス、レンタルオフィス、コワーキングスペースなど、複数事業者やその従業員が同時にオフィスとして活用できる施設であり、以下の要件をすべて満たすものを言います。

- ①常態的に複数事業者やその従業員が同時にシェアオフィス等として利用可能な施設であること
- ②机、椅子など複数事業者やその従業員がオフィスとして活用するために必要な設備・備品を備えていること
- ③情報セキュリティの確保された Wi-Fi 等インターネット環境を有すること
- ④複数人で利用できるミーティングスペースを有していること
- ⑤入居企業が利用できるセキュリティの確保された個室を設置していること
- ⑥オフィス※の床面積合計が 400 ㎡以上であること
- ⑦施設の入居する法人が専用利用できるスペースを有し、また法人登記が可能であること

※オフィスとは・・・

施設利用者が事業をおこなうために継続的に専用又は準専用で利用する執務区画並びに当該執務区画に附属し、事務所として利用するために直接必要となるトイレ、給湯室、共用スペース、廊下、倉庫、設備室、管理室その他これらに類する部分を言います。

(2) 施設利用推進事業

拠点整備事業で整備した施設の利用を促すための広報、企業誘致及び入居企業のマッチング等地域活性化ビジネスの創出を推進する事業

(例) 動画、ポスター、パンフレット、ホームページ製作、施設説明会の開催、首都圏マッチングイベント参加、地元企業とのビジネスマッチングイベント、講演会実施 等

3. 補助対象事業者

「2. 対象事業」に記載の2事業を実施する法人事業者で、次の各号全てに該当する場合が補助対象となります。

- ①整備したシェアオフィス等を8年以上継続して、この補助制度の目的に沿った施設として運用することを誓約できること
- ②大田市暴力団排除条例(平成24年大田市条例第1号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと(同居の親族を含む。)
- ③貸金業(貸金業法(昭和58年法律第32号)2条1項に規定する貸金業)を行う者でないこと
- ④商品先物取引に関する事業を行う者でないこと
- ⑤連鎖販売取引(特定証取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。)、訪問販売(同法第2条第1項に規定する訪問販売をいう。)、電話勧誘販売(同条第3項に規定する電話勧誘販売をいう。))その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行う者でないこと
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業を行う者でないこと
- ⑦政治又は宗教活動を目的とする事業を行う者でないこと
- ⑧公序良俗に反する事業を行う者でないこと
- ⑨市税を滞納していない者

4. 対象経費

(1) 拠点整備事業

シェアオフィス等の整備及び開設に係る経費で、次の表に掲げる経費が対象となります。

補助対象経費	適用範囲及び算定方法
整備工事費	シェアオフィス等の設置のための整備工事費、設計及び工事管理費、建物と不可分となっている機能を有する設備工事（電気・ガス・給排水・空調等）
備品購入費	机、椅子、印刷機等のシェアオフィス等の施設運営に必要な備品の購入費 ※数年間の使用に耐えうると判断される物品で、1点あたりの購入単価が税抜5万円以上50万円未満のもの

※原則、オフィス部分に直接かかる経費が補助対象となりますが、事業に必要と認められる場合のみ、宿泊設備やカフェ等、オフィスの利用促進につながる施設の整備に係る費用も対象経費に含めることができます。ただし、当該費用を対象経費全体の2割以内とする必要があります。事前にご相談ください。

(2) 施設利用推進事業

拠点整備事業で整備した施設の利用を推進する事業に係る経費が対象となります。

(例)

- ・動画やホームページ製作等のプロモーション経費
- ・ビジネスマッチング・セミナー経費
- ・その他外注費 等

(1)、(2) いずれの事業も、以下の経費は対象外です。

- ・交付の決定を受ける前に要した、もしくは発注や契約をした経費
- ・公租公課（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・貸付金又は保証金、基金積立金
- ・支払手数料、備品の郵送料

- ・他の機関からの補助金等を受けている事業に要する経費
- ・特定の個人に対する給付経費及びそれに類するもの
- ・土地の購入又は賃貸借料、用地造成に要する経費
- ・その他、事業実施に必要と認められないもの

5. 補助金額

次の補助金額について、予算の範囲内で交付します。

（１）拠点整備事業

補助金の額	補助限度額
補助対象経費の合計額に 3 分の 2 を乗じて得た額	8, 0 0 0 万円

（２）施設利用推進事業

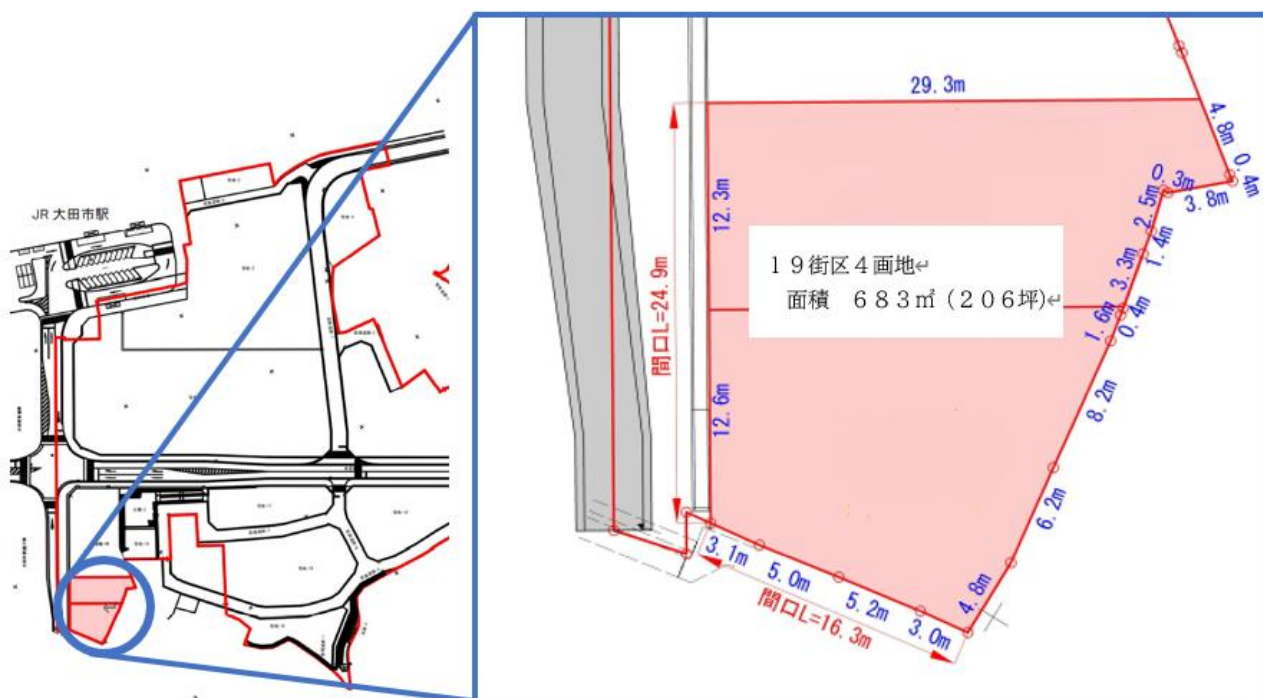
補助金の額	補助限度額
補助対象経費の合計額に 1 0 分の 9 を乗じて得た額	初年度 2 0 0 万円 翌年度以降は各年度 1 0 0 万円（2 年間）

6. 事業用地

本事業は大田市駅前の都市機能を高めることを目的に、市において確保した大田市駅周辺東側土地区画整理事業区内の土地を事業用地とします。用地は（１）一括払いによる売却、（２）割賦による売却、（３）事業用定期借地権による貸付、のいずれかにより、実施事業者を活用いただきます。

建設地の表示	全体面積
大田市駅前周辺東側土地区画整理事業において整備される 19 街区 4 画地	683.19 m ²

位置図



(1) 一括払いによる売却

一括払いによる売却の場合、土地区画整理事業区内の普通財産売払い価格で評価した金額により売却します。

用地の所有権は、売払い代金の支払い完了後に移転することとなります。

売り払い価格 28,693,980 円

(2) 割賦による売却

割賦による売却の場合、売り払い価格の 28,693,980 円について、10 年以内の無利息割賦とし、半年ごとに元金を同額ずつ支払う方式となります。所有権は完済後に移転しますが、所有権移転までの間は固定資産税等相当額を別途納付いただきます。

(例) 10 年で設定した場合は、年間 286 万円を 2 回に分けて納付いただきます。端数は最終支払い時に調整します。

(3) 事業用定期借地権による貸付け

事業用定期借地権を設定し、20 年以上 30 年以下の範囲内で土地を貸し付けます。なお、賃貸借期間は、契約した賃貸借期間が 30 年未満である場合は、30 年を超えない範囲内で賃貸借期間を延長することができます。また、その後の期間延長については、事業の継続状況等を踏まえ、市との協議により決定します。

賃貸借料 年額 1,147,759 円

7. シェアオフィス運営にあたっての留意事項

当該補助金で整備したシェアオフィス等については、次の内容に従って運営をいただくことになります。また、事業採択後に当該施設を市の公の施設として位置づけるとともに、本募集要項に記載する内容に基づき、実施事業者と市で協定を締結することとなりますので、予めご了承のうえ、申請ください。

(1) 入居企業に関すること

市が建設費支援を行うシェアオフィス等について、その入居企業は次に定める者とし、企業の入居にあたっては、予め市に報告をおこなうこととします。

- ①大田市暴力団排除条例(平成 24 年大田市条例第 1 号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと（同居の親族を含む。）
- ②貸金業(貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)2 条 1 項に規定する貸金業)を行う者でないこと
- ③商品先物取引に関する事業を行う者でないこと
- ④連鎖販売取引(特定証取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売取引をいう。)、訪問販売(同法第 2 条第 1 項に規定する訪問販売をいう。)、電話勧誘販売(同条第 3 項に規定する電話勧誘販売をいう。))その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行う者でないこと
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業を行う者でないこと
- ⑥政治又は宗教活動を目的とする事業を行う者でないこと

⑦公序良俗に反する事業を行う者でないこと

上記に加えて、施設の供用開始日から３年間、入居企業は次のいずれかに属する事業を営むものとします。

ア．ソフトウェア業

イ．情報処理・提供サービス業

ウ．インターネット附随サービス業

エ．インターネット広告業

オ．コールセンター業

カ．シェアードサービス業

キ．機械設計業

ク．産業支援サービス業のうち市長が認める事業

ケ．入居事業者の事業活動に資すると認められる事業

コ．施設の利用者の就業環境の向上に資すると認められる事業

（２）一時利用料や家賃など利用料の設定に関すること

シェアオフィスの利用に際し徴収する利用料や家賃等については、近隣の相場を大きく下回ることがないように適正な設定に努めてください。

８．申請期間

令和８年８月１３日（木）～令和８年１０月１６日（金）１７時００分

申請書及び添付書類を受付場所に提出してください。

■受付場所

〒６９４－００６４ 島根県大田市大田町大田口１１１１番地

大田市役所 産業振興部 産業企画課

TEL：０８５４－８３－８０７２

9. 提出書類

次の書類について、正本1部と副本6部の合計7部を申請期日までにご提出ください。

- ①大田市シェアオフィス等開設支援補助金交付申請書(様式第1号)
- ②大田市シェアオフィス等開設支援補助金事業計画書(様式第2号)
- ③誓約書(様式第3号)
- ④補助事業に要する経費の概算見積書及び明細書の写し
- ⑤施設の整備予定位置図
- ⑥整備工事の施工内容や床面積が分かる図面(平面イメージ図)
- ⑦申請者の企業概要
- ⑧申請者の直近2期分の決算書の写し
- ⑨登記事項証明書(全部事項)の写し
- ⑩大田市税等の滞納のない証明書
- ⑪その他市長が必要と認める書類
- ⑫審査会で使用するプレゼンテーションのための資料

※提出された書類は原則として返却いたしません。

※書類作成に係る経費は、申請者負担となります。

※事業計画は、「10. 審査会」における主な審査項目を考慮した上で、具体的な計画を作成していただくようお願いいたします。

※申請書類及びその他の提出書類に虚偽が発覚した場合、受付を取り消す場合がございます。また、補助金交付後であれば、返還を求める場合もございますので予めご注意ください。

10. 審査会

提出された申請書類・プレゼンテーション等に基づき、大田市シェアオフィス等開設支援事業審査会において審査し最大1者を選定いたします。選定結果（交付決定）については、後日文書で通知します。

※選定の経過は公表しません。

※選定の経過・結果に関する問い合わせ及び異議申し立てには、一切応じられません。

（1）審査方法

提出書類及び審査会当日に申請者からのプレゼンテーション・事業内容のヒアリングにより審査を行います。※日時・場所等の詳細は別途ご連絡いたします。

ア．実施日時：令和8年10月27日（火）（予定）

イ．実施場所：大田市役所内

ウ．実施時間：1申請者30分（提案説明20分、質疑応答10分）

エ．出席者：3名以内

オ．資料：プレゼンテーションに使用する資料は、申請書とともに7部をご提出ください。

なお、審査会において資料をモニターに投影されたい場合は、申請書提出の際にその旨をお知らせください。

（2）主な審査項目

審査項目		主な審査のポイント
1	事業目的に対する適合性	①施設の収容人数、利用企業数、利用者数の想定は事業目的と合致しているか。 ②本市への新たな人・企業の流れをつくることに資する取り組みになっているか。
2	企業進出等の実現可能性	①県外・市外企業のニーズに対応し、誘致できる魅力的な事業・施設であるか。 ②入居を想定する企業や利用者に対するPR手法は充実しているか。ターゲット企業や利用者に対しておこなうプロモーション戦略は妥当であるか。

3	施設の利便性	①施設はオフィスとして十分な機能を備えているか、また、通信環境の整備及びセキュリティ対策が施される計画となっているか。 ②入居企業の従業員をはじめとした施設利用者にとって、利便性や満足度を高める取り組みが計画されているか。
4	事業の継続性・持続性	①事業を実効的・継続的に推進する主体が形成され、事業運営に必要な推進体制が整っているか。 ②事業実施にあたって、関係機関や団体との連携をはかることで、実効的の高い取り組みをおこなう計画としているか。 ③申請者の財務状況を含め、8年以上にわたって運営を継続できる収支計画となっているか。
5	事業の独自性・特色	①申請者の強み、地域の強み、行政や地域での取り組み等を把握・分析し、それらを活かした戦略が計画されているか。 ②目標達成のための事業内容や施設運営計画に独自性や創意工夫があるか。
6	企業間連携の促進	①施設整備や運営計画によって入居企業と市内企業の連携促進が図られ、新事業創出、生産性向上に寄与することが見込まれるか。 ②入居企業の従業員をはじめとした施設利用者が、相互にコミュニティ形成が可能となる工夫がされているか。

11. 事業変更について

申請事業の実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更申請書を提出する必要があります。経費の軽微な変更でも当初申請内容からの変更部分については事前にご相談ください。

1 2. 実績報告書及び年度ごとの事業報告書の提出

施設整備等の補助事業終了後は、実績報告書をご提出ください。

また、補助金の実績報告をした年度を含め8年間は、年度ごとの施設の利用実績等の内容を報告いただく必要があります。その間、申請書に記載した施設の使用計画に基づく施設運営をしていただく必要があります。

※整備後に施設の使用方法をシェアオフィスではないものにする等、制度の趣旨に反する変更を行った場合、交付済みの補助金を返還いただく場合があります。

1 3. その他留意事項

- ・ 補助金は、事業完了後に実績報告書を提出していただき、その内容を確認した上で交付額が確定します。なお**実績報告書は令和9年3月31日（水）**までにご提出ください。ただし、建築資材の入手困難等により、期日までに事業を完了することが困難であることの正当な理由が認められる場合は、事前に市の承認を受けたうえで、完了期限を延長することができます。この場合、実績報告書は上記日程によらず、事業完了後に提出してください。
- ・ 交付決定日以前に支払われた経費は対象外となります。
- ・ 補助事業に係る経理書類については、事業完了後8年間は保管してください。
- ・ 採択結果に関わらず、申請の際に要した費用等は申請者の負担となります。
- ・ 事業実施における内容で不明な点や事前相談については下記の問合せ先にご連絡ください。
- ・ 実績報告の際は、支払いの確認できる領収書の写しに加えて、支払い内容の分かる明細や施設整備の様子が分かる写真も必要となります、関係書類が確認できないと補助金の対象にすることができなくなる場合があります。関係書類は適切に管理と保管をお願いします。

1 4. 公募説明会

本公募に関する説明会を下記の日程で開催します。

なお、説明会への参加は本公募への応募要件ではありません。

参加が難しい場合でも、随時個別にご質問を受け付けますので、下記の間合せ先までご連絡ください。

ア．実施日時：令和8年8月27日（木）10：00～

イ．実施場所：大田市役所 2階第一会議室（産業企画課の横）

1 5. 間合せ先

大田市役所 産業振興部 産業企画課

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111番地

TEL：0854-83-8072

Mail：o-yuuchi@city.oda.lg.jp